

税関って何をしているところ

関税法からみた税関の業務

説明：公益財団法人日本関税協会

東京支部事務局長 今井仙蔵

1.税関とは

- 税：関税等の徴収
- 関：水際の手続き



税関
Japan Customs

税関のロゴマーク

税関ホームページから

○明治5（1872）年11月28日に「税関」が誕生

○関税局：関税政策の企画・立案

○税 関：法律の執行

○関税3法：関税法、関税定率法、関税暫定措置法

輸入通関の流れ

外国貿易船等の入港

貨物の船卸し

保税地域へ搬入

他法令手続きを終了

輸入（納税）申告

NACCSを使用

区分1：即許可

区分2：書類審査

区分3：書類審査
→検査

関税の納付

輸入の許可

保税地域から搬出

国内流通

2.外国貿易船等の入出港

○開港制度

▼外国貿易船等は、開港又は税関空港に入出港

○日本の税関に報告

▼コンテナ貨物：船積港を出港する24時間前に積荷情報等

▼航空機：入港する3時間前に積荷や旅客情報等

○交通等の制限

2.外国貿易船等の入出港

コンテナ船「ONE COMPETENCE」

総トン数：87,000トン

コンテナ積載数：8110TEU



2.外国貿易船等の入出港

ガントリークレーン（22列対応）

中央防波堤外側コンテナふ頭 Y2コンテナターミナル



3.保税地域

○輸出入手続きが完了するまで蔵置

○保税地域の種類

▼指定保税地域：国、県等が所有する場所で公共的な性格

▼保税蔵置場：民間企業の土地、施設等を対象に許可

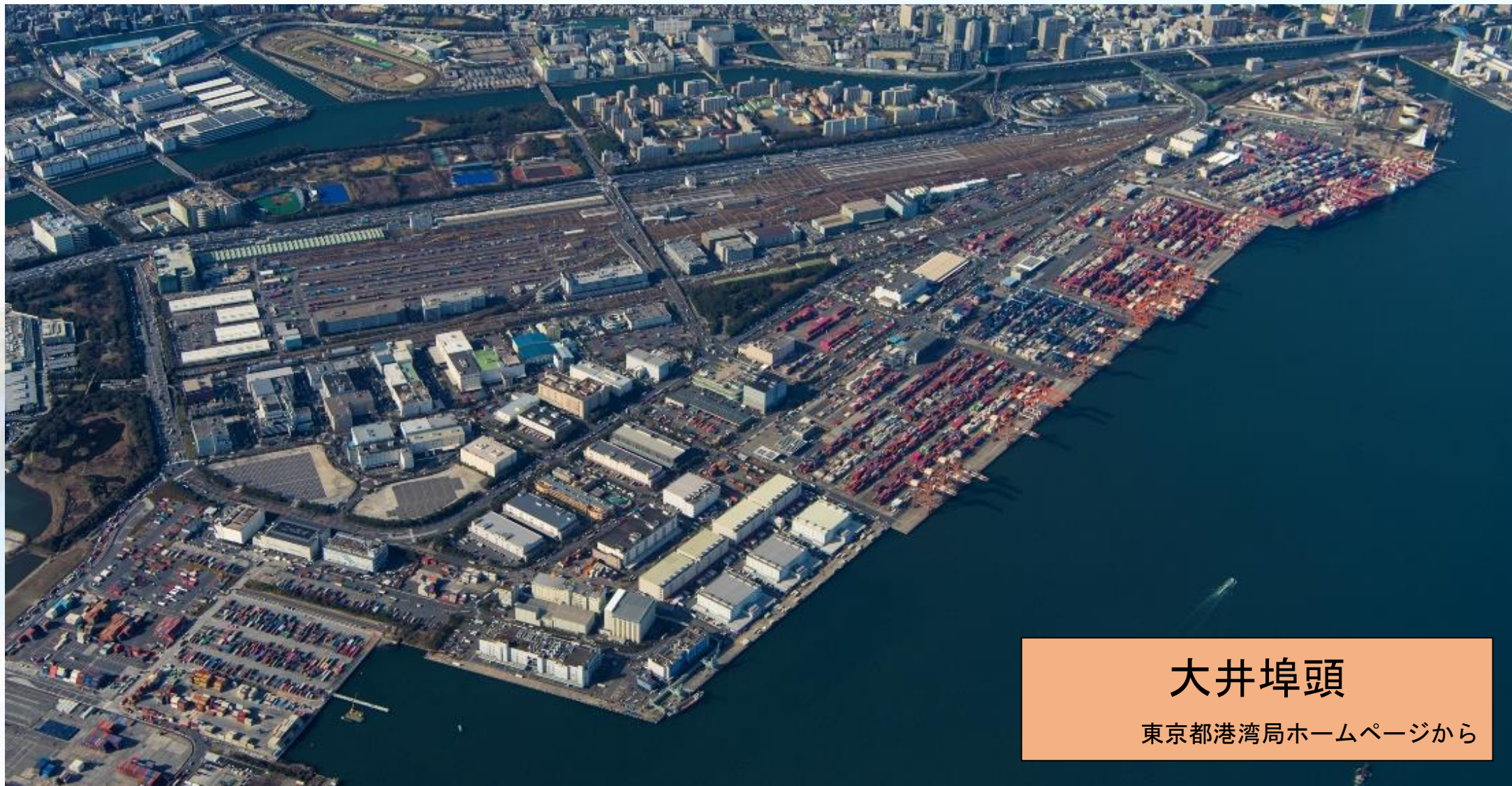
▼保税工場：外国貨物を原料として製造。機内食、乳製品等

▼保税展示場：大阪万博に向けて創設。東京モーターショー等

▼総合保税地域：全てを兼ね備えたもの。中部国際空港等

○倉主責任と記帳義務により自主管理体制に移行

3.保税地域



大井埠頭

東京都港湾局ホームページから

3.保税地域

○倉主責任とは

- ▼保税地域にある外国貨物が
- ▼亡失し、又は滅却されたとき
- ▼被許可者に関税納付義務を課すもの

○記帳義務とは

- ▼貨物管理者は、保税台帳を設け
- ▼外国貨物又は輸出しようとする貨物について
- ▼品名、数量等を記載するもの

3.保税地域

▼保税蔵置場の記帳事項＝関税法施行令第29条の2第1項

1号 搬入	2号 貨物取扱 ・内容点検 ・改装、仕分け ・簡単な加工等	3号 I S 承認	6号 見本一時持出し	4号 輸入許可	5号 BP承認	7号 外国貨物の搬出（保税運送、輸出貨物等）
----------	---	--------------------	---------------	------------	------------	---------------------------

▼NACCS民間管理資料の帳簿利用

海上貨物		航空貨物	
G01	輸入貨物搬出入データ（週報/月曜）	T19	航空輸入貨物搬出入データ（日報/毎日）
G02	輸出貨物搬出入データ（週報/火曜）	T20	航空輸入貨物取扱等一覧データ（日報/毎日）
G05	貨物取扱等一覧データ（週報/火曜）	S13	航空輸出貨物取扱等一覧データ（日報/毎日）
		S14	航空輸出貨物搬出入データ（日報/毎日）

3-1.保税運送

○国内にある外国貨物を外国貨物のまま運送

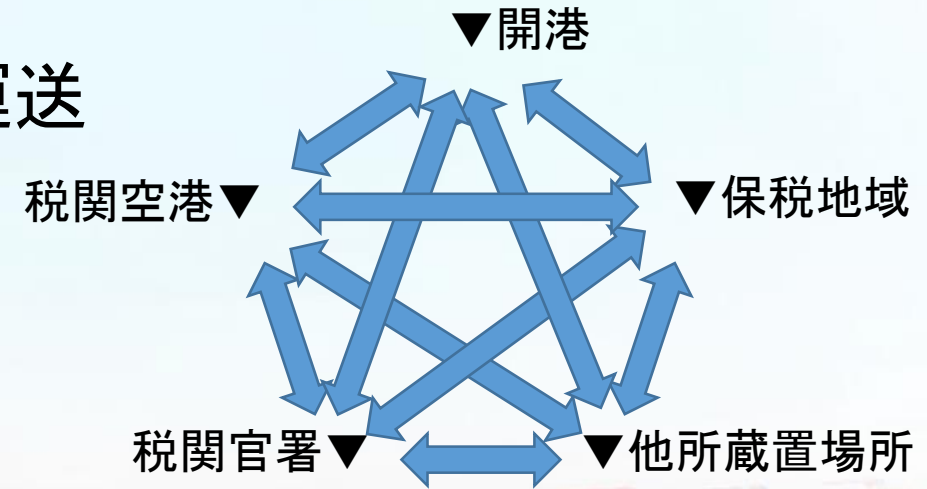
○運送の種類

▼個別運送

▼包括運送：一括して運送承認を受ける

○期間内に到着しない場合は関税が徴収される

○特定保税運送者（AEO保税運送者）



4.通関手続き

○輸出入申告は、輸出入者に課された義務

▼申告者＝貨物の輸出者又は輸入者

▼申告先税関＝貨物の蔵置場所を管轄する税関長

▼申告の時期＝保税地域に搬入後

▼申告の受理＝税関が受理した時点で効力を生じる

▼提出書類＝インボイスなど

○関税関係法令以外の法令（他法令）による輸出入規制

4.通関手続き 輸出通関

○輸出とは、内国貨物を外国に向けて送り出すこと

○輸出申告書

▼貨物の品名、数量、価格、仕向人、積載船名等を記載

なお、価格は、輸出港における本船甲板渡し（FOB）価格

▼区分1となったものは、関係書類の提出は不要

○輸出に関するAEO事業者

▼特定輸出者

▼認定製造者

4.通関手続き 輸出通関

▼対世界の主要輸出品の推移 (税関ホームページから)

	1999年 47兆5,476億円	2009年 54兆1,706億円	2019年 76兆9,317億円
第一位	自動車 7兆948億円	自動車 6兆6,933億円	自動車 11兆9,712億円
第二位	半導体等電子部品 3兆7,260億円	半導体等電子部品 3兆4,193億円	半導体等電子部品 4兆60億円
第三位	科学光学機器 2兆2,406億円	鉄鋼 2兆9,057億円	自動車の部分品 3兆6,017億円
第四位	電算機類(含周辺機器) 1兆6,478億円	自動車の部分品 2兆3,089億円	鉄鋼 3兆740億円
第五位	自動車の部分品 1兆6,367億円	船舶 2兆179億円	原動機 2兆7,279億円

4.通関手続き 輸入通関

○輸入とは、外国から本邦に到着した貨物を、本邦に引き取ること

○輸入（納税）申告書

▼納税申告：HSコード、税率・税額等

▼引取申告：品名、数量、価格、原産地、仕出人、積載船名等

▼NACCSで区分1となったものはインボイスの提出が不要

○貨物を保税地域に搬入する前に申告ができる特例

▼NACCSで予備申告し検査不要となったもの

▼AEO輸入者、AEO通関業者が行うもの

○輸入の許可

▼場合によっては、貨物の検査を受ける

▼有税品の場合は、納税する

4.通関手続き 輸入通関

▼対世界の主要輸入品の推移 (税関ホームページから)

	1999年 35兆2,680億円	2009年 51兆4,994億円	2019年 78兆5,995億円
第一位	原粗油 3兆402億円	原粗油 7兆5,638億円	原粗油 7兆9,690億円
第二位	衣類・附属品 1兆8,555億円	液化天然ガス 2兆8,272億円	液化天然ガス 4兆3,498億円
第三位	魚介類 1兆6,473億円	衣類・同付属品 2兆3,583億円	衣類・同付属品 3兆2,045億円
第四位	半導体等電子部品 1兆5,330億円	石炭 2兆569億円	医薬品 3兆919億円
第五位	電算機類(含周辺機器) 1兆4,238億円	半導体等電子部品 1兆7,582億円	通信機 2兆8,463億円

4.通関手続き その他

○国際郵便物も輸出入貨物

▼通常郵便物、国際小包(最大30キロまで)、EMS

▼価格が20万円以下のものは、簡易手続きで通関

○旅客の携帯品や別送品等は、簡易手続きで通関＝旅具通関

▼課税価格の合計が30万円程度以下のものが対象

▼税関検査場電子申告ゲート＝成田空港、羽田空港等

○NACCS＝輸出入・港湾関連情報処理システム

▼船・航空会社、荷主、通関業者、銀行、税関等官庁が利用

4.通関手続き その他

▼国際郵便を利用した密輸入事件の件数 (税関ホームページから)



4.通関手続き その他

▼旅客による密輸入事件

(税関ホームページから)



金地金18キロ 密輸入事件
平成29年10月 成田税関支署

覚醒剤1.5キロ 密輸入事件
平成30年10月 羽田税関支署



象牙等の密輸出事件
令和元年7月 成田税関支署



5.関税率表

○輸入される貨物は関税率表のいずれかに分類される

▼関税定率法第3条別表に規定

○課税標準による種類

▼従価税率、従量税率、差額税率、スライド税率など

○制定による種類

▼基本税率、暫定税率、特惠税率、協定税率など

○適用の順位

①EPA特惠税率 ②一般特惠税率 ③WTO協定税率

④暫定税率 ⑤基本税率

6.関税分類

○物品が、関税率表のどの税番に該当するか特定する作業

○関税率表の解釈に関する通則

▼項の決定

通則1：項の規定、部又は類の注の規定に従う＝基本原則

通則2：物品には、未完成なもの、組立てていないものを含む

通則3：最も特殊な限定をしている項が優先する

通則4：以上で決定できないときは、最も類似の物品の項による

通則5：特定の物品を収納する容器が、

物品とともに提示される場合は、物品に含める

▼号の決定

通則6：項のうちいずれの号に属するかは、

号の規定、注、前記の原則を準用する

6.関税分類

▼どちらに分類しますか？



魚介類の調整品

1605.55-990 基本税率 9.6%

小麦粉の調整品

1905.90-329 WTO協定税率 21.3%

7.関税評価

○課税価格を法律の規定に従って決定すること

○原則的な課税価格の決定方法

▼現実支払価格と加算要素

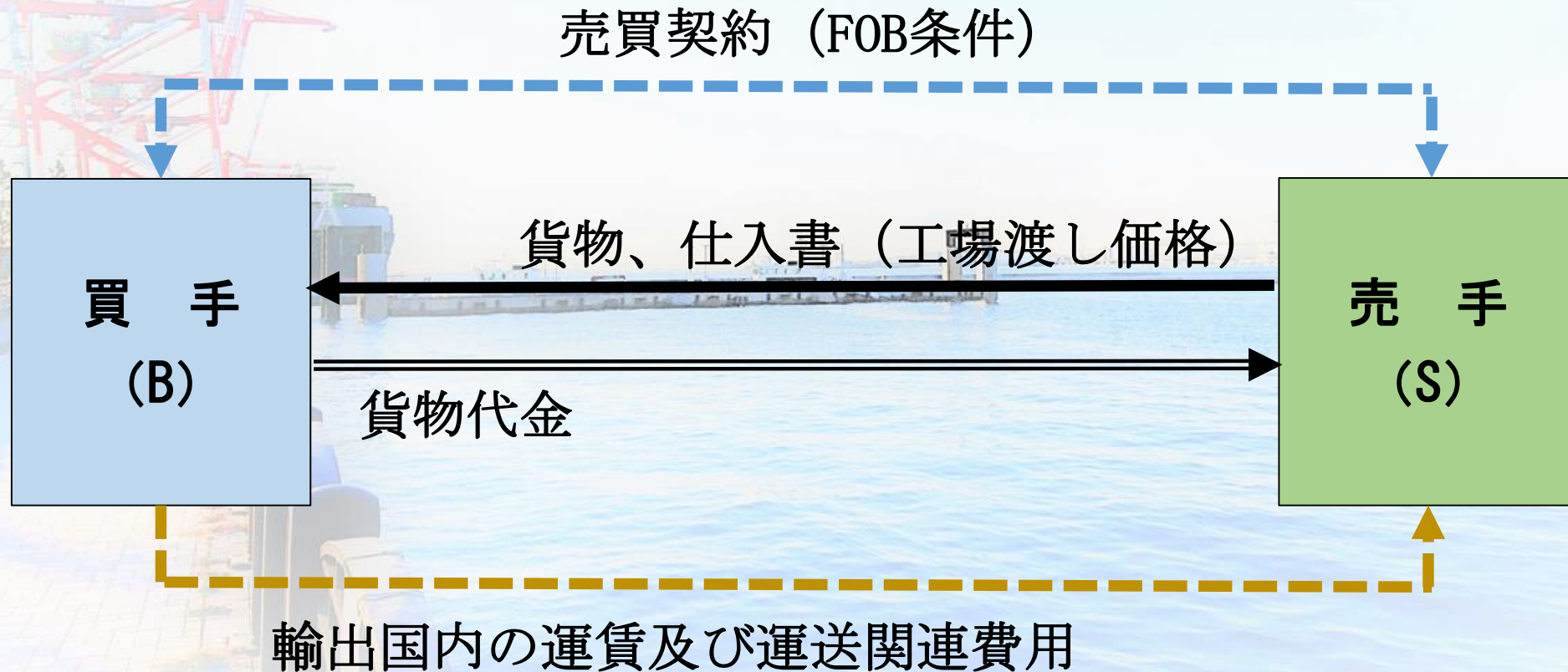
輸入貨物に係る輸入取引がされた場合において、買手により売手に対し又は売手のために、その輸入貨物について現実に支払われた又は支払われるべき価格に、この価格に含まれていない運賃等の額を加えて、課税価格を計算する方法

▼通常、仕入書に表示されている価格

▼買手と売手との間に特別な事情がないこと

7. 関税評価

▼仕入書価格とは別に支払う輸出国内の運賃等は
課税価格に含まれますか？



7.関税評価

○加算要素

- ▼輸入港までの運賃等
- ▼仲介料その他の手数料、貨物の容器、包装の費用
- ▼無償提供等の物品及び役務の費用
- ▼権利等の使用の対価
- ▼売手帰属収益

○特別な事情

- ▼輸入貨物の処分及び使用について制限がある場合
- ▼抱合わせ販売等、課税価格決定が困難な事情がある場合
- ▼売手に帰属する収益が明らかでないとき
- ▼買手と売手に特殊関係があり取引価格に影響を与えている場合

7.関税評価

○原則的な課税価格の決定方法以外の方法

- ▼同種又は類似の貨物の取引価格による課税価格の決定方法
- ▼国内販売価格又は製造原価に基づく課税価格の決定方法
- ▼特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定方法

○課税価格の決定の特例

- ▼変質又は損傷に係る輸入貨物
- ▼航空運送貨物
- ▼輸入者等の個人的な使用に供される輸入貨物

8.原産地規則

○原産地基準：当該国の原産地と認められる基準を規定

○原産地手続き：特恵税率の適用や証明手続きを規定

○特恵原産地規則

▼EPA特恵税率を適用するための規則

▼一般特恵税率を適用するための規則

○非特恵原産地規則

▼WTO協定税率、不当廉売関税、原産地表示等特恵税率以外

8.原産地規則 EPAの原産地基準

○完全生産品

例：生きている動物であって、当該締結国内において生まれ、育成されたもの



○原産材料のみからなる生産品



8.原産地規則 EPAの原産地基準

○実質的変更基準を満たす産品 関税分類変更基準

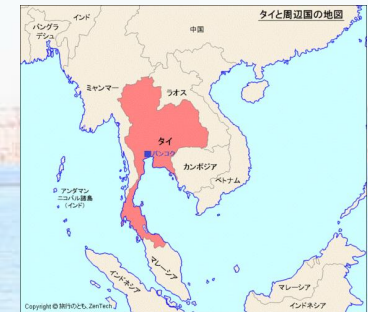
非原産品である材料の分類番号と、その材料から生産された産品の分類番号が異なる場合に変更



米国で大豆を収穫
大豆：12.01項



日本で醤油に加工
醤油：21.03項



輸入国：タイ

8.原産地規則 EPAの原産地基準

○実質的変更基準を満たす産品 付加価値基準

締結国での生産により価値が付加され、付加された価値が基準値以上の場合に変更



中国
非原産材料価額 (CIF)
2,000米ドル

原産材料 価額	労務費	製造経費	利益	その他
日本で付加された価値 : 8,000米ドル				

オーストラリア
輸入価格 : 10,000米ドル
付加価値 ≥ 40%

$$\frac{\text{産品の価額 (10,000)} - \text{非原産材料価額 (2,000)}}{\text{産品の価額 (10,000)}}$$

× 100 = **付加価値80%**

8.原産地規則 EPAの原産地基準

- 実質的変更基準を満たす産品 加工工程基準
締結国で、特定の加工工程が施されれば変更



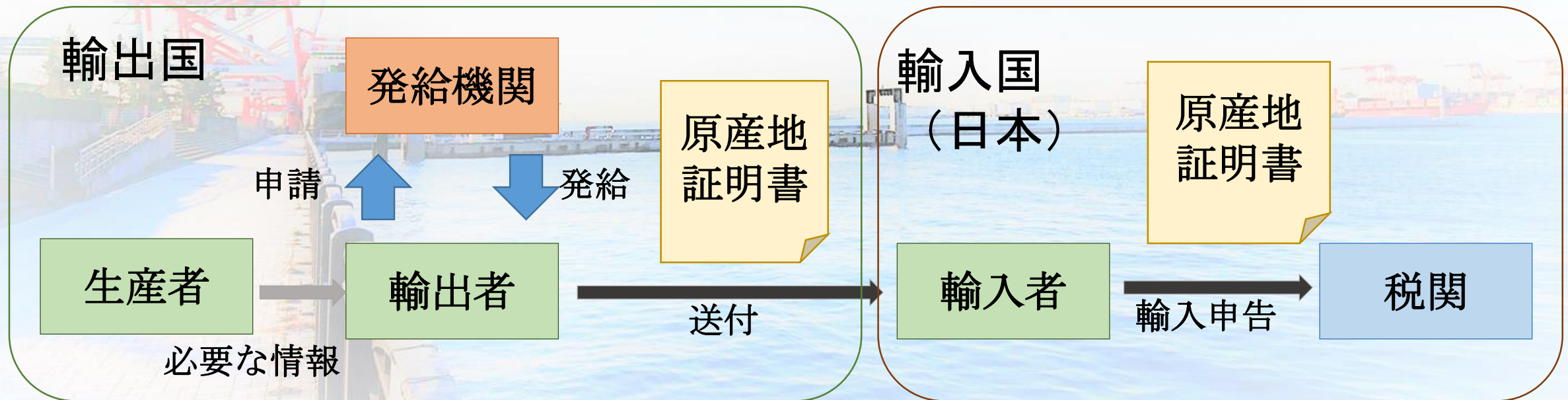
日豪・EPA グリセリン (2905.45) の品目別規則：

製造国において化学反応の工程（新たな製造の分子を生ずること）を経ていること。

8. 原産地規則 原産地手続き

○ 第三者証明制度

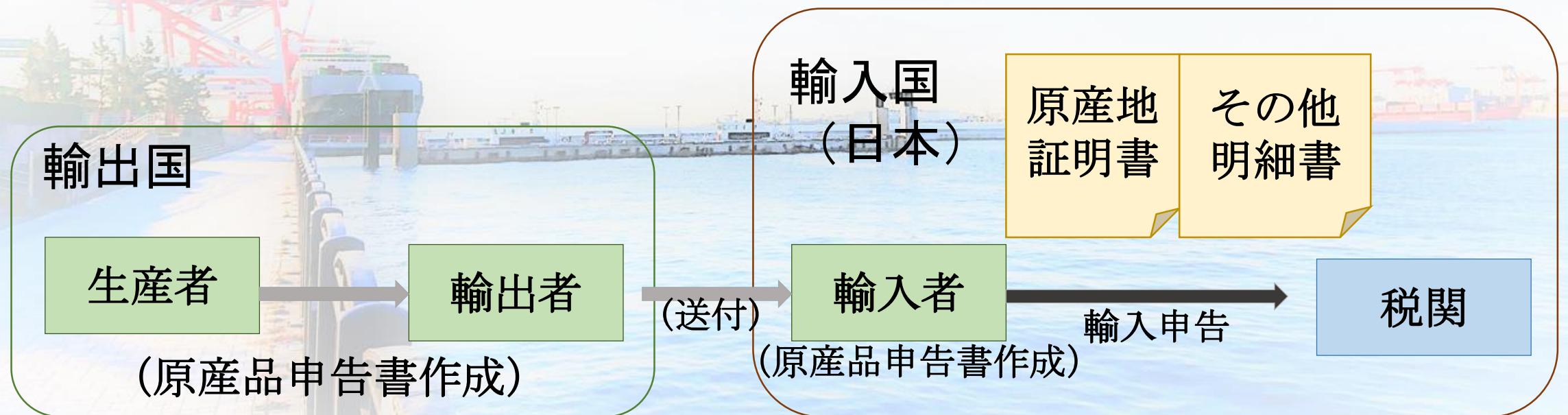
輸出者が輸出国の発給機関に申請して取得した原産地証明書を、輸入者が輸入国税関に提出することで証明する



8. 原産地規則 原産地手続き

○ 自己申告制度

貨物の輸入者、輸出者又は生産者自らが、原産品申告書を作成し、輸入者が輸入国税関に提出することで証明



8.原産地規則

○積送基準

原産品が輸入国に到着するまでに、原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準

▼第三国を経由することなく原産国から輸入国に直送

▼第三国を経由する場合は、積卸し、蔵置等の作業のみ。

ただし、通し船荷証券などの提出が必要

○事後確認

輸入通関後にその貨物が各EPAの規定に基づき原産品であるか否か確認すること

▼輸入者にて確認できない場合は、輸出者等に確認する

▼確認できない場合は、特惠税率の適用が否認される

9.事前教示制度

○輸入を予定している貨物について、関税分類、関税評価、原産地規則、減免税等について、事前に照会し、回答を受けることができる

○文書又は口頭による回答

▼文書で照会し回答を受けると、輸入申告で尊重される

▼口頭又はインターネットでも照会可能。ただし、口頭等での回答内容は、輸入申告で尊重されない

○有効期限

▼文書による回答は、交付日から3年以内

▼税関ホームページで公開される

10.輸入禁止貨物

○社会悪物品

- ▼不正薬物：麻薬、覚醒剤、大麻、向精神薬等
- ▼銃器：けん銃、小銃等の他、けん銃部品や空気銃も

○その他の輸入禁止貨物

- ▼テロ関連物品
- ▼貨幣、紙幣等の偽造品、不正に作られた支払用カード
- ▼公安・風俗を害すべき書籍等
- ▼児童ポルノ

10.輸入禁止貨物

▼色々な薬物

税関ホームページから



覚醒剤



MDMA



大麻草

10.輸入禁止貨物

○知的財産侵害物品

▼特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及び著作隣接権、

回路配置利用権、育成者権及び不正競争防止法で保護される物品

▼権利者は、自己の権利を侵害すると認められる貨物について、認定手続きをとるよう申立てすることができる

▼認定手続きとは、輸入者、権利者双方に意見を聞き、侵害に当たるか否か税関が認定する手続き

▼税関が疑義貨物を発見した場合は、認定手続きを行う

10.輸入禁止貨物 (税関ホームページから)

なぜニセモノを買ってはいけないの

- 1 経済への悪影響
- 2 犯罪組織の資金源に
- 3 健康被害

ニセモノを輸入したらどうなるの？

- 1 知的財産侵害物品と認定されると税関に没収されます。
- 2 悪質な場合は、10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金に処される可能性があります。

インターネットで購入すると、ニセモノが海外から送られてくる場合があります。
この場合は、購入した者が輸入することになります。

11.輸入事後調査

○貨物の輸入通関後に、輸入者の事務所等を訪問し、当該貨物に係る納税申告が適正に行われているか否かを確認する税務調査

○輸入者は、品名、数量、価格等を記載した帳簿を備付け、取引関係書類を保存する

○納税申告が適正でなかった場合は、正しい申告の指導とともに修正申告の慫慂が行われる

12.AEO制度

○国際物流におけるセキュリティと貿易の円滑化を図るため、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対し、税関手続きの緩和・簡素化を図るもの

- ▼特定輸出者＝AEO輸出者
- ▼特例輸入者＝AEO輸入者
- ▼特定保税承認者＝AEO保税承認者
- ▼認定通関業者＝AEO通関業者
- ▼特定保税運送者＝AEO保税運送者
- ▼認定製造者＝AEO製造者

○AEO制度を有する二国間で相互承認することにより、双方でリードタイムが短縮できる

13.申告官署自由化

○AEO輸出者やAEO輸入者、AEO通関業者等がする輸出入申告は、貨物の蔵置場所にかかわらず、いずれの税関長に対してもすることができる。



14.通関業

○通関業とは、業として通関業務を行うこと。

▼通関手続、不服申立て、税関への主張・陳述の代理、代行

▼通関書類の作成

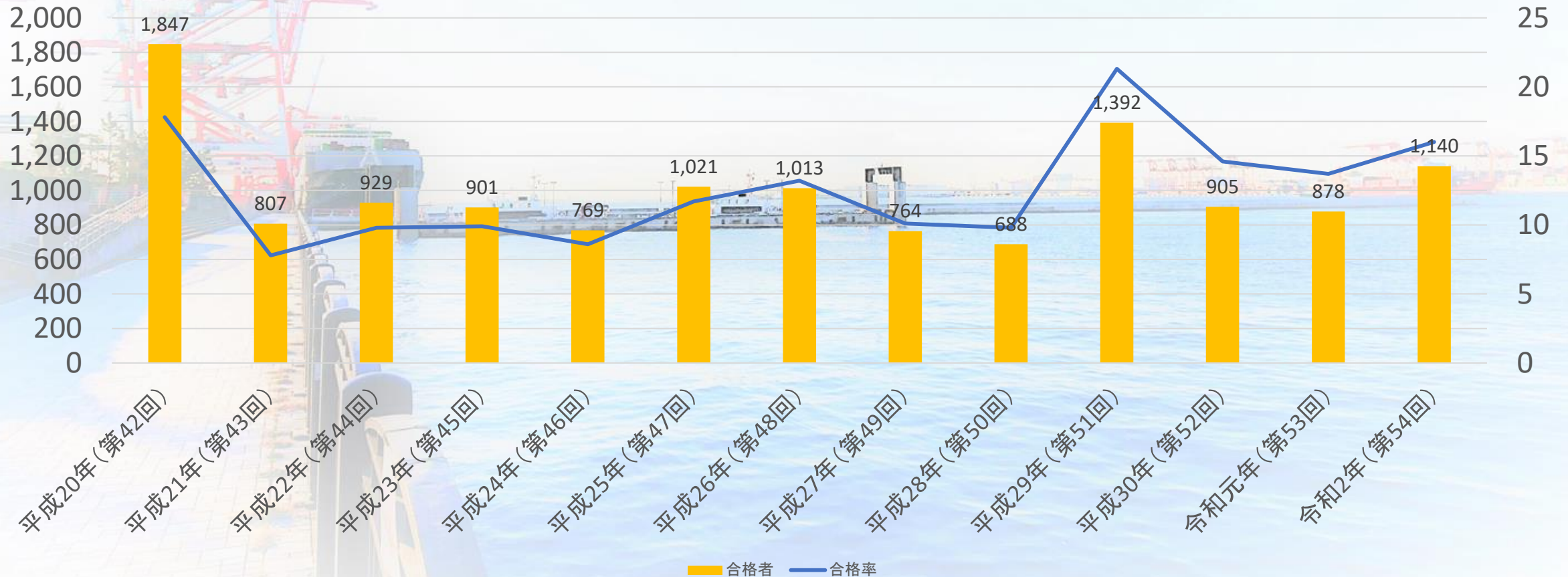
○財務大臣の許可が必要

○名義貸しの禁止、料金の掲示、秘密を守る義務が規定

14.通関業

○通関士となるためには、その資格要件として、国家試験である通関士試験に合格しなければなりません。

通関士試験 合格者数と合格率



15.不服申立て

○税関の処分に不服がある場合は、再調査の請求をすることができる

▼権利又は法律上の利益を侵害された者

▼3カ月以内に

○適法性審査及び審理

▼適法性審査＝再調査の請求が適法にされているか確認

▼審理＝書面を原則とし、口頭で意見を述べる機会がある

○税関長が決定

▼却下：再調査の請求が適法ではない

▼棄却：再調査の請求に理由がない

▼認容：再調査の請求が正当である